

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 証人が宣誓書を朗読し、又はこれに署名押印することができないときは、各議院の議長若しくは委員長又は両議院の合同審査会の会長（派遣議員等を派遣して証言を求めるときは、派遣議員等の一人）が、証人に代わつて朗読し、又は署名押印することができない事由を付記して署名するものとする。

（第三条第一項関係）

二 委員会又は両議院の合同審査会における証人に対する尋問中の撮影は許可しない旨を定める規定を削除すること。

（第五条の三関係）